4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に指名停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を作製し納入できると本会契約担当者が判断した業者で、予め本会の決定した基準重量に対し、最も有利な条件で有効な入札を行った者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Haruyuki Miyoshi, Assistant General Manager of Nakayama Racecourse of Japan Racing Association
⑵　Classification of the products to be procured : 10
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Original gold products etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : Accounting Division, Japan Racing Association Nakayama Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C, D
⑺　Time limit of tender : By 29 October 2010.
⑻　Contact point for the notice : Accounting Division, Japan Racing Association Nakayama Racecourse, 1―1―1 Kosaku Funabashi-shi, Chiba, Japan 〒273―0037 Tel 047―334―2222

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年9月9日
支出負担行為担当官
南関東防衛局長　深山　延暁
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14
○第10号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　厚木㉒航空機整備場新設建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　神奈川県大和市
⑷　工事内容
ア　整備場（鉄骨造地上１階建て／延べ面積約7,170㎡）新設に係る以下の工事及び業務
・建築本体工事（電動大扉を含む設計施工一括方式）
・電気、機械、通信、付帯土木工事の詳細図等作成業務
・計画通知提出等業務
イ　サイドショップ（鉄筋コンクリート造地上２階建て／南側・北側含む延べ面積　約3,900㎡）新設に係る以下の業務
・建築、電気、機械、通信、付帯土木工事の詳細図等作成業務
・計画通知提出等業務
ウ　駐機場（面積　約17,000㎡）新設に係る以下の業務
・土木工事の詳細図等作成業務
・航空灯火（仮設航空灯火含む）の詳細図等作成業務
⑸　工期　平成25年３月31日まで。ただし、詳細図作成業務は平成23年６月30日までとする。
⑹　本工事は、基本的な要求性能等に基づき、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式であり、所要の資格要件を有しているほか、提出された設計提案書(以下「提案書」という。)が適正と認められた者に参加資格を与えるものとする。
⑺　本工事は、⑹の提案書の審査において、提案についての改善を求め、提案を改善する機会を与える。
また、提案を実施するために必要な設計数量及び単価表等の見積の提出を求め、予定価格を定めるものとする。
⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年９月９日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から厚木㉒航空機整備場新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外（単体等）の有資格者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成７年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物で、延べ面積が１棟当たり11,000㎡以上の新設工事を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20％以上であったものに限る。)を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
⑸　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　主任技術者は、２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・２級建築士の資格を有する者。
・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。
イ　監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・１級建築士の資格を有する者。
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
ウ　平成７年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
⑹　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)及び提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(施本第1605号。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。)。
⑻　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。